

日医発第 1659 号（情シ）
令和 6 年 12 月 25 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

医療機関等における年末年始の情報セキュリティに関する注意喚起
セプター通信（CEPTOAR 通信）の発出について（年末年始の注意喚起）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
医療機関等を対象とするサイバー攻撃は後を絶たず、その脅威は日増しに高まっており、本年度においてもサイバー攻撃により電子カルテの閲覧・利用ができなくなる等の事案が生じています。

年末年始の長期休暇の時期は、システム管理者が長期間不在になる等、普段の業務体制とは異なる状況になりやすく、医療機関等におけるセキュリティ対策について特別の注意が必要となります。

また、厚生労働省では、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや関連する通知に基づき、医療機関等においてサイバー攻撃を受けた際には、他の医療機関等への対策の共有等のため連絡を求めています。年末年始の長期休暇の時期における留意すべき事項、および、厚生労働省の連絡先についての周知依頼がございました。

日本医師会では、文書にて示されている医療機関に見てほしいセキュリティ情報をセプター通信（CEPTOAR 通信）として作成いたしました。

今までの周知情報につきましては、
日医ホームページ メンバーズルーム
サイバーセキュリティ・医療セプターについて
<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/ceptoar/>
を併せてご覧ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【別添文書】

- ・事務連絡「医療機関等における年末年始の情報セキュリティに関する注意喚起」
- ・日本医師会 CEPTOAR 通信 FAX 版「医療機関等における年末年始の情報セキュリティに関する注意喚起」

以上

事務連絡
令和6年12月24日

医療セプター関係各位

厚生労働省医政局
特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

医療機関等における年末年始の情報セキュリティに関する注意喚起

日頃より厚生労働行政に対しご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関等を対象とするサイバー攻撃は後を絶たず、その脅威は日増しに高まっており、本年度においてもサイバー攻撃により電子カルテの閲覧・利用ができなくなる等の事案が生じています。そのため、厚生労働省では、サイバーセキュリティ対策として特に迅速に対応いただきたい事項について、令和6年8月1日付事務連絡「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の取組みについて（周知依頼）」をお示し、各医療機関等において対策に取り組んでいただいているところです。

一方で、年末年始の長期休暇の時期は、システム管理者が長期間不在になる等、普段の業務体制とは異なる状況になりやすく、医療機関等におけるセキュリティ対策について特別の注意が必要となります。

また、厚生労働省では、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや関連する通知に基づいた対応を求めており、医療機関等においてサイバー攻撃を受けた際には、同様のサイバー攻撃が他の医療機関等にも行われる恐れがあることから、その対策の共有等のため厚生労働省に連絡するよう求めております。つきましては、別紙のとおり、年末年始の長期休暇の時期における厚生労働省の連絡先及び留意すべき事項について記載しましたので、管内の医療機関等に周知願います。

なお、本内容は都道府県等の自治体にも周知するよう並行して連絡しております。

近年、国内外の医療機関等を標的とした、ランサムウェアを使用したサイバー攻撃による被害が増加しております。年末年始の長期休暇の時期は、普段の業務体制とは異なる状況になりやすく、情報セキュリティ対策について特別の注意が必要となるため、下記をご参考に医療機関等において対策を適切に講じるようお願いいたします。

- 令和6年8月1日付事務連絡「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の取組みについて（周知依頼）」等を参考にして、必要な対策を講じていただきますようお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001283914.pdf>

（参考）医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/johoka/cyber-security.html

- 独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）において、長期休暇における情報セキュリティ対策を公表しています。下記リンク先を参考にして、長期休暇前の対策として、「緊急連絡体制の確認」、「院内ネットワークへの機器接続ルールの確認と遵守」、長期休暇明けの対策として「不審なメールに注意」等を実施いただきますようお願いいたします。

（長期休暇における情報セキュリティ対策－IPA セキュリティセンター）

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/measures/vacation.html>

- サイバー攻撃を受けた疑いがある場合

サイバー攻撃においては、被害の拡大を防ぐための情報共有が重要です。サイバー攻撃を受けた疑いがある場合には、下記へご連絡をお願いします。

- （契約している場合）保守会社等へ連絡
 - ・ 保守会社等へ直ちに連絡し、指示に従って必要な対策を講じてください。
 - 警察へ連絡
 - ・ 最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口に通報・相談をお願いします。
- （警察のサイバー犯罪相談窓口）
- <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>
- 厚生労働省へ連絡
 - ・ 厚生労働省の連絡先に御連絡ください。

【連絡先】厚生労働省医政局

特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

080-2073-0768（年末年始のみ）

03-6812-7837（通常時）

日本医師会 CEPTOAR 通信 FAX 版

サイバーセキュリティに関する情報を速報いたします。必要なものを掲載してしますのでぜひお読みください。

医療機関等における年末年始の情報セキュリティに関する注意喚起

年末年始の長期休暇の時期は、システム管理者が長期間不在になる等、普段の業務体制とは異なる状況になりやすく、医療機関等におけるセキュリティ対策について特別の注意が必要です。年末年始の長期休暇の時期における留意事項についてお知らせいたします。

厚生労働省

サイバー攻撃リスク低減のための最低限の措置

●パスワードを強固なものに変更し、使い回しをしない

–複数の機器や外部サービス等で、同一のパスワードを設定しないことも重要です。

●IoT 機器を含む情報資産の通信制御を確認する

–各種システムや通信制御を行っている機器のログが適切に保存され、運用されていることを確認してください。

●ネットワーク機器の脆弱性に、ファームウェア等の更新を迅速に適用する

–適切な頻度で機器の更新状況の確認、セキュリティ対策ソフトの定義ファイルの確認もお願いします。

IPA 長期休暇における情報セキュリティ対策

□休暇前の対策

●不測の事態が発生時の緊急連絡体制の確認

–連絡体制の確認、連絡先が有効かの確認

●社内ネットワークへの接続ルール確認と遵守

–メンテナンス作業などで社内ネットワーク

へ機器を接続する予定がある場合は、社内のルールを確認し、遵守してください。

●機器やデータの持ち出しルールの確認と遵守

–長期休暇でパソコン等の機器を持ち出す場合のルールを確認し、遵守してください。

●使用しない機器の電源 OFF

–休暇中に使用しないサーバ等の機器は電源を OFF にしてください。

□長期休暇中

●持ち出した機器の厳重な管理

–自宅等に持ち出したパソコン等を感染や紛失、盗難等による被害に注意し、厳重に管理してください。

□長期休暇明け

●修正プログラム、定義ファイルの確認・適用

–長期休暇中に各種機器やソフトウェアの修正が公開されている場合があります。

●サーバ等における各種ログの確認

–サーバ等の機器に対する不審なアクセスが発生していないか、各種ログを確認してください。

サイバー攻撃を受けた疑いがある場合

●契約している保守会社等へ連絡

●警察へ連絡

–最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口に通報・相談をお願いします。

●厚生労働省へ連絡

–年末年始の連絡窓口を設けております。

080-2073-0768 (年末年始のみ)

03-6812-7837 (通常時)

●日医サイバーセキュリティ支援制度の緊急相談窓口 (0120-179-066) も併せてご活用ください。

もし、医療機関がサイバー攻撃（コンピュータウイルス感染等）を受けた疑いがある場合は、直ちに医療情報システムの保守会社等に連絡し指示を仰いでください。わからない場合は日本医師会対応相談窓口 (0120-179-066) をご活用ください。さらに、診療系情報システムの停止や個人情報の流出等の被害等が発生した場合は、厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室 (03-6812-7837) へ連絡をお願い致します。

本内容は、医療機関従事者ならびに医療機関と守秘義務契約を結んだベンダーのみに見せることができます。ホームページなど、一般の方への公開はご遠慮ください。